

長崎県壱岐病院におけるSPD業務仕様書

SPDとは、専用の物流管理システム（SPDシステム）を用いて、病院で使用する物品（医療材料等）の調達（仕入）から供給（配送）、消費（使用）までの一連の物品管理を一元的に行い、これにより、物品の流れ（物流）、取引の流れ（商流）、情報の流れ（情流）を効率的に管理するものである。

長崎県病院企業団 長崎県壱岐病院（以下「当院」という。）では、SPDにかかる管理業務（以下「SPD業務」という。）を外部業者（以下「運営者」という。）へ委託するものとする。当院におけるSPD業務は、本仕様書に基づき、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

本仕様書はSPD業務を行う上での概要を示すものであり、記載のない事項や当院が必要と認めた事項については、SPD業務の本旨に従い、適正な業務運営を図るものとする。

I：事業概要

1. 事業名

物品管理調達業務

2. 履行場所

長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1626番地

長崎県病院企業団 長崎県壱岐病院

3. 業務日及び業務時間

業務日は、土・日・祝日・年末年始など当院の休診日を除く平日とし、業務時間は8時30分から17時15分までとする。なお、4連休以上の長期連休（GWや年末年始等）の際は、当院の診療に支障を来たさないよう適切な対応を行うものとする。

4. 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

5. 病院概要

(1) 病床数

許可病床数 228床

「一般病床120床・結核6床・感染4床・療養病床48床・

精神50床（平成23年7月より休床中）」

(2) 標榜診療科（令和6年9月1日現在）

内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・膠原病内科、血液内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科（全22診療科）

(3) 患者数（令和5年度実績）

1日平均入院患者数 139.1人

新入院患者数 207.1人/月

6. SPD管理対象物品（以下「管理対象物品」という。）

管理対象物品は、運営者が提案し当院が定める医療材料全般、一部医薬品（酒精綿・血糖測定チップ・手指消毒剤・医療機器殺菌剤他）とオムツ、トナー、電池の一般消耗品を含む

7. SPD管理対象部署（以下「管理対象部署」という。）

手術室、中材、2階急性期病棟、3階急性期病棟、3階地域包括ケア病棟、4階療養病棟、分娩室、褥瘡、整形外科外来、内科外来、外科外来、耳鼻科外来、小児科外来、眼科外来、産婦人科外来、泌尿器科外来、皮膚科外来、精神科外来、健診室、訪問看護、フットケア外来、化学療法室、治療検査センター、内視鏡室、リハビリテーション科、放射線科、レントゲン室、検査科、薬局、給食、臨床工学室、感染管理室、解剖室、医事課、用度、清掃、患者支援センター、SPD室を管理対象部署とする。

なお、増築棟の建設及び既存棟の改修（令和8年度中に完成予定）に伴う部署の追加・変更等については、当院と協議の上で対応する。

8. 管理対象物品の調達方法と管理運用形式

管理対象物品は、運営者（1社）が一括調達し、運営者の院外倉庫で保管され、当院へ供給される「院外倉庫利用1社一括調達・供給型」とする。

9. 業務の目的

当院の医療材料等の物品管理業務にかかる人材、管理運用体制、コスト等を最適化し、運営者による一括調達により健全な病院経営に寄与することを目的とする。

(1) 管理対象物品の適正管理による余剰在庫の低減及びデッドストックの解消

(2) 当院職員の物品管理に係る関連業務の軽減

(3) 消費払い方式を前提とした管理対象物品の管理運用による在庫負担の低減

※消費払い方式とは、管理対象部署において定数物品（預託）に添付された管理媒体のカードを運営者のSPDシステムに消費データとして取得した時点で、所有権が運営者から当院に移ることである。

(4) 管理対象物品の管理運用区分を「定数物品（預託）」「定数物品（買上）」「定数外物品」「持込物品」「緊急物品」に細分化した上での、物品管理の効率化と合理化

※管理運用区分の定義

「定数物品（預託）」（消費払い方式）

…管理対象部署において使用頻度が高い、若しくは常備することが必要とされる物品

「定数物品（買上）」（補充された時点で当院が購入したものと見なす）

…薬機法上、消費払い方式で管理できない定数物品及び、管理対象部署において使用頻度は低い

が、常備することが必要とされる物品

「定数外物品」（納品された時点で当院が購入したものと見なす）

…管理対象部署において使用頻度が低い、若しくは常備する必要がなく、使用前提で都度請求される物品

「持込物品」（使用した時点で当院が購入したものと見なす）

…手術室等において、特定の手術や処置前に当院から事前預入の要請を受けた業者（運営者も含む）より持込まれ使用される物品

「緊急物品」（納品された時点で当院が購入したものと見なす）

…業務時間内外において、緊急に必要となり請求される物品

（５）特定保険医療材料使用時の診療報酬にかかる保険請求漏れの防止

Ⅱ：主な業務内容

1. 管理対象物品の調達・管理業務

- （１）管理対象物品のうち「定数物品（預託・買上）」は、運営者が一括調達し、適正な在庫を運営者の院外倉庫で保管する（当院の院内スペースの有効活用）。当該物品は基本的に院外倉庫からの供給とする。また、「定数物品（預託）」は消費払い方式とし、当院の在庫負担の低減を図る。「定数外物品」、「持込物品」、「緊急物品」は必要の都度、当該管理対象部署へ供給する。
- （２）管理対象物品の採用は当院が決定し、調達先及び購入単価は当院が「費用削減業務」を委託している業者が決定する。運営者は指定された調達先及び価格で物品を調達し、当院に納入する。
- （３）運営者は、当院関連部署と協力し、診療報酬にかかる保険請求漏れの防止に努める。

Ⅲ：その他

1. 利用設備等

- （１）院外倉庫の設置・運営にかかる費用は、運営者負担とする。
- （２）業務の遂行場所として、当院内に設置した院内SPD室を無償貸与する。
- （３）院外倉庫及び院内SPD室での業務に必要な物品、機器類（事務用品・収納棚・通信機器・端末機等）及びSPDシステムの構築、設置費用（電話回線・インターネット回線及び使用料金）は運営者負担とする。ただし、業務上必要な光熱費は、当院の負担とする。
- （４）当院が所有する物品保管棚や既存の機器類において、運営者が貸与を申し出て、当院がそれを認めたものについては無償貸与とする。この場合、運営者は貸与された機器類を善良な管理者の注意をもって使用・管理すること。また、運営者は、貸与された機器類に異常を感知した場合には、直ちに当院が指定した者に連絡し、適切な指示を仰ぐものとする。なお、運営者の過失による機器類の損失については、運営者負担とする。

2. 技術的要件の概要

SPD業務に係る性能・機能・技術等に関する詳細な事項は、別途「長崎県壱岐病院 SPD 業務に係る技術的要件について」に示すとおりである。